



産後ケア



本巢市 事業

産後のお母さんをサポートします



赤ちゃんとの生活に慣れるまでの時期は、それまでの緊張や疲れが出てくる時期でもあります。体調や育児に不安や心配のあるお母さんも安心して子育てができるよう、お母さんの心身のケアや育児サポートが受けられる事業を行っています。



利用できる方	<p>出産後 1 年までのお母さんと赤ちゃんで、以下の項目に当てはまる本巢市内に住所を有する人。（市内に住所を有していれば里帰り先での産後ケアも対象になります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇お母さんの体調や育児に不安がある ◇ご家族などからの援助が受けられない ◇その他必要と認められる方 <p>※病気など専門的な医療が必要な方はご利用できない場合があります。</p>
ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○お母さんの心身の健康管理と生活面の支援 ○乳房管理（乳房マッサージなど） ○沐浴や授乳などの育児支援 <p>※リフレッシュ目的の産後ケアは助成対象になりません。</p>
利用前	<ol style="list-style-type: none"> ①ケア利用前に、最寄りの保健センターに連絡する。 ②保健センターで面談し、「産後ケア事業兼利用申請書兼情報提供書」を提出する。（訪問での申請も可能です。） <p>※利用予定機関を決めてからご連絡ください。 産後ケア実施機関が分からない場合は、保健センターまでご相談ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③市から発行された「利用承認決定通知書（白色）」と「本巢市産後ケア事業利用票（ピンク色）」を医療機関等に提出し、産後ケアを利用する。
利用後	<ol style="list-style-type: none"> ④後日、保健センターに利用した費用の助成申請に必要な書類（裏面参照）を提出する。 <p>※デイサービス型や宿泊型利用の方は、利用後に助成申請が必要です。</p>

裏面もお読みください

実施機関および補助額

★アウトリーチ型の岐阜県助産師会で産後ケアを利用された方は、委託契約を結んでいるので、利用した費用の助成申請の必要はありません。

種類	実施機関	自己負担金	利用期間
宿泊型	・産後ケアを実施している機関 ・産院等で実施していない場合は ご相談ください	費用の1割	原則6泊以内
デイサービス型 (日帰り)		費用の1割	原則5回以内
アウトリーチ型 (居宅訪問)	○岐阜県助産師会	900円 (1回当たり)	原則5回以内

- 準備していただく日用品については実施機関にご確認ください。
その他実費負担が生じることがあります。
- 非課税世帯は、助成額の免除制度があります。助成申請時に別途必要な書類があるため、申請前に保健センターへご連絡ください。

宿泊型、デイサービス型（日帰り）を利用された方は助成申請が必要です

【利用した費用の助成申請に必要な書類】

- 本巣市産後ケア事業利用料助成申請書
- 本巣市産後ケア事業利用票（ピンク色）
- 産後ケアに係る費用が分かる医療機関等の領収書（原本）
- 申請者本人名義の口座番号がわかるもの
- 母子健康手帳

利用後は出来るだけ早めに
申請してください。



助成申請書はこちら⇒



注意事項

- ◇必要に応じて相談・訪問等を行わせていただくことがあります。
- ◇産後ケアに伴い収集した情報は、本巣市個人情報保護条例に基づき守られます。

申請窓口・問い合わせ先



8：30～17：15 土日祝日・閉庁日を除く

- 本巣保健センター TEL0581-34-5028
- 真正保健センター TEL058-320-0153
- 根尾保健センター TEL0581-38-9038